# 台湾における外国人熟練労働者受入れをめぐる法政策

# ―― 近年の法政策を中心に

根 岸 忠

#### 目次

はじめに

- I 台湾における外国人労働者をめぐる現状及び受入れの法的枠組み
- Ⅱ 専門人材法の概要及び同法施行後の熟練労働者をめぐる法政策 おわりに

# はじめに

2021年8月末の台湾の高齢化率は16.59%であり<sup>1)</sup>、また、2020年の合計特殊出生率は0.99を記録していることから<sup>2)</sup>、生産人口の減少は大きな課題である。女性のみならず、高齢者にも働いてもらう政策がすでにとられているが<sup>3)</sup>、早期に引退し、子どもが親の面倒を見るという考え方が一般的な台湾社会の状況から鑑みれば、高齢者雇用がどの程度進むかは不明である。

くわえて、生産人口の減少にさらなる追い打ちをかけているのが、深刻な人材

<sup>1)</sup> 内政部戶政司「縣市人口年齡結構指標」(https://www.ris.gov.tw/app/portal/346)(令和3年10月13日閲覧)。

<sup>2)</sup> 内政部戶政司「總生育率及出生數」(https://www.ris.gov.tw/app/portal/346)(令和3年7月19日閲覧)。

<sup>3)</sup> こうした社会の変化を背景として、高齢者の雇用を促進するため、中高齢者及び高齢者の就業の促進に関する法律(中高齢者及高齢者就業促進法)が2019年に制定された。同法は、募集、採用、配置や解雇等にあたり、年齢を理由とした使用者による中高齢者(45歳以上65歳未満の者)及び高齢者(65歳以上の者)への差別的取扱いの禁止、さらに罰則を科すなどする。2020年5月に施行予定となっていたが、新型コロナウイルス感染症に伴う雇用情勢の悪化から同年12月に延期された。

流出であり $^{4),5}$ 、その要因と考えられているのが、低い賃金である。2021年8月の月額の平均賃金は51,169元であるが $^{6)}$ 、消費者物価指数も一貫して上昇していることから $^{7)}$ 、より高い収入を得ようとする者は、起業するか海外で働くほかない。こうした状況を踏まえると、台湾の国際競争力維持のために、海外から優秀な人材を呼び込む政策をとることになる。

台湾政府は、2000年以降台湾経済の国際化及び国際産業の競争力確保を推し進めることを目的として、海外から熟練労働者(專業人士)を呼び込むための優遇措置を検討してきた<sup>8)</sup>。こうした背景から、2017年10月末に外国専門人材の招致及び雇用に関する法律(外國專業人才延攬及僱用法、以下「専門人材法」という)が制定され、2018年2月初めに施行された。また、同年10月に行政院(内閣に相当)は、第1に非熟練労働者(外籍勞工、略して「外勞」と呼ばれる)と熟練労働者との間に「中程度の技術を有する外国人材(外國中階技術人力)」を設け、第2に熟練労働者のさらなる受入れ促進を行う等を目的とする、新経済移民法(新經濟移民法)案を作成した。その後、同法案は、立法院(国会に相当)で審議されていたが、翌2019年12月に審議未了で廃案となった<sup>9)</sup>。一方で、当該廃案を受け、さらなる外国人熟練労働者受入れを進めるため、専門人材法が改正されることになった(2021年1月及び7月改正。前者は2023年1月施行予定<sup>10)</sup>、後者の施行時期

<sup>4)</sup> たとえば、国民党のシンクタンクである国家政策研究基金会(國家政策研究基金會)は、人 材流出の危機感から外国からの積極的な人材受入れを提言している。https://www.npf.org. tw/2/17351(令和3年7月25日閲覧)参照。

<sup>5)</sup> スイスにある国際経営開発研究所が発表した2021年国際競争力ランキング (64の国・地域を対象) では、台湾は総合 8 位であるが、「人材流出が国際競争力に影響を与えているか」の項目については35位となっている。https://www.ndc.gov.tw/nc\_27\_35060 (令和 3 年 7 月20日閲覧) 参照。

<sup>6)</sup> 外国人労働者及び非正規労働者を含んでの平均賃金である(https://www.dgbas.gov.tw/ct.asp?xItem=47754&ctNode=5624&mp=1)(令和3年10月13日閲覧)。

<sup>7)</sup> https://www.stat.gov.tw/point.asp?index=2 (令和3年7月20日閲覧)。

<sup>8)</sup> 徐美、陳晏羚「影響外籍勞工和外國專業人員的決定因素之分析——區域產業的影響」職業 安全12巻2号(2013年)111頁。

<sup>9)</sup> https://www.ndc.gov.tw/Content\_List.aspx?n=10F8A9E4711F6510 (令和3年8月12日閲覧)。

<sup>10)</sup> これは民法改正による20歳から18歳へと成人年齢引き下げに伴う法改正である。そのたノ

は未定)。

本稿は、台湾における外国人熟練労働者受入れに関する法政策がどのように展開されてきたのか、また、専門人材法の制定及び施行によってどのように変わったか、さらに、同法施行後の法政策について考察しようとするものである<sup>11)</sup>。

Iでは、台湾における非熟練労働者、熟練労働者のいずれも含む外国人労働者をめぐる現状を見た上で、外国人労働者受入れ法制を概観する。Ⅱでは、現行の専門人材法の内容を紹介しつつ、同法施行後、外国人熟練労働者の受入れがどのように変わったのか、また、今後当該政策がどう変わるのか論ずることとしよう。

I 台湾における外国人労働者をめぐる現状及び受入れの法的枠組み

## (1) 外国人労働者をめぐる現状

ここでは、政府による統計資料を用いながら、台湾における外国人労働者の現状を明らかにすることとしよう(いずれの統計も2021年8月末時点のものである)。 後述するように、外国人労働者の受入れから今日までその数は一貫して増えてきた。とりわけ、外国人労働者の大半を占める非熟練労働者が大きな社会問題となってきたことから<sup>12)</sup>、これまで熟練労働者はあまり注目されることがなかった。台湾の人口は2,345万1,837人であり<sup>13)</sup>、台湾に合法的に滞在している(非熟練労

<sup>△</sup>め、当該改正については本稿では取り上げない。

立法院法律系統(https://lis.ly.gov.tw/lglawc/lglawkm)の「異動條文及理由 外國專業人才延攬及僱用法 新舊條文對照表 109年12月30日」(令和3年8月13日閲覧)。

<sup>11)</sup> 本稿は、拙稿「台湾における外国人労働者をめぐる法政策 — ホワイトカラーに焦点をあてて」季刊労働法261号(平成30年)135以下に、専門人材法施行後の法政策を含め、加筆修正を行ったものである。

<sup>12)</sup> たとえば、2003年に政府顧問も務めた女流作家が、精神疾患を患ったインドネシア人の居宅 介護労働者により危害を加えられ、死に至る事件が起こったことなどである。詳しくは、邱祈 豪「照護服務産業 —— 家事勞動者勞動條件之探討」台灣勞工12号(2008年)35頁参照。

<sup>13)</sup> 内政部戶政司「戶籍人口統計速報」(https://www.ris.gov.tw/app/portal/346)(令和3年10月13日閲覧)。

働者、熟練労働者いずれも含む)外国人労働者総数は734,317人であるが<sup>14)</sup>、そのうち、非熟練労働者は694,788人であることから、外国人労働者の大半を占めている。

非熟練労働者は產業外籍勞工(製造、建設、農林水産業等)と社福外籍勞工(介 護、家事)とに大きく2分され、前者457,476人、後者237,312人である<sup>15</sup>。その内 訳を見ると、前者(産業外籍勞工)は、製造業従事者439.710人、農林水産業従事 者11.286人、建設業労働者6.480人160、後者(社福外籍勞工)は、介護労働者 235.756人、家事労働者1.556人である<sup>17)</sup>。このように、製造業従事者及び介護労働 者で非熟練労働者の大半を占める。また、前者は男性324.972人、女性132.504人、 後者では男性1.907人、女性235.405人というように、前者は男性が多いのに対し、 後者は女性がそのほとんどを占めていることからわかるように、従事する職種に より性別で分かれ、きわめて対照的である $^{18}$ )。国別でみると、インドネシア $^{247}$ .171 人、ベトナム243.366人、フィリピン146.145人、タイ58.098人、その他8人であ ることから、インドネシア、ベトナム、フィリピンで非熟練労働者のほぼすべて を占めている<sup>19)</sup>。また、産業外籍勞工では、ベトナム213.146人、フィリピン118.979 人、インドネシア67.639人、タイ57.705人、その他7人である一方、社福外籍祭 工では、インドネシア179.532人、ベトナム30.220人、フィリピン27.166人、タイ 393人、その他1人となっているように<sup>20)</sup>、出身国によって従事する産業も異なっ ていることがわかる。

<sup>14)</sup> 内訳は、非熟練労働者694,788人及び熟練労働者39,529人である(中華民國勞動部「勞動統計月報」https://www.mol.gov.tw/statistics/2452/2453/の「表12-1 産業及社福外籍勞工人數 ――按開放項目分」及び「表12-10 外國專業人員 ―― 按性別及申請類別分」参照〔令和3年10月13日閲覧〕)。

<sup>15)</sup> 中華民國勞動部·前揭注(14) 「表12-1 產業及社福外籍勞工人數 —— 按開放項目分 |。

<sup>16)</sup> 中華民國勞動部「表12-2 產業及社福外籍勞工人數 —— 按產業分」、前掲注(14) URL。

<sup>17)</sup> 同上。

<sup>18)</sup> 同上。

<sup>19)</sup> 中華民國勞動部「表12-5 產業及社福外籍勞工人數——按開放項目及國籍分」、前掲注(14) URL。

<sup>20)</sup> 中華民國勞動部「表12-3 產業及社福外籍勞工人數 —— 按國籍分」、前掲注(14) URL。

つぎに熟練労働者を見てみよう。その数は39,529人であり<sup>21)</sup>、先に見た非熟練労働者の数から考えるときわめて少ない。専門技術職24,439人、商務 (履契) 6,167人、語学学校の教員4,115人、華僑・外国人が設立する事業に従事する管理者3,660人、宗教・芸術関係従事者963人、運動選手185人であることから<sup>22)</sup>、専門技術職が大半を占める。また、男性29,374人、女性10,155人というように<sup>23)</sup>、男性がきわめて多い。国別でみると、日本8,260人、マレーシア6,070人、アメリカ3,519人、香港2,581人、インド2,105人、インドネシア2,035人、韓国1,790人、イギリス1,539人、フィリピン1,321人、ベトナム1,283人の順となっている(1,000人以上の国のみ)<sup>24)</sup>。我が国からの労働者がもっとも多い点はこれまでと変わりはないが、アメリカを抜いてマレーシアが第2位となり、さらに、インドネシア、フィリピン、ベトナムなど東南アジアからの熟練労働者が増加している。こうした傾向は、台湾政府が2016年から実施している新南向政策の影響があるといえよう<sup>25),26)</sup>。

# (2) 外国人労働者受入れに関する法的枠組み

# ①外国人労働者受入れの沿革

(1)では、政府の統計資料を用いながら、外国人労働者の現状を明らかにした。ここでは、外国人労働受入れの基本法である就業サービス法(就業服務法)に主に焦点をあてながら、外国人非熟練労働者及び熟練労働者受入れの法的枠組みについてみることとしよう<sup>27)</sup>。

外国人労働者受入れに関する台湾政府の基本方針は、第1に工場、建設、介護

<sup>21)</sup> 中華民國勞動部「表12-10 外國專業人員 — 按性別及申請類別分」、前掲注(14) URL。

<sup>22)</sup> 同上。

<sup>23)</sup> 同上。

<sup>24)</sup> 中華民國勞動部「表12-12 外國專業人員 —— 按核准機關及國籍分」、前掲注(14) URL。

<sup>25)</sup> 新南向政策については、新南向政策專網(https://newsouthboundpolicy.trade.gov.tw/PageDetail?pageID=14&nodeID=21)(令和3年8月10日閲覧)参照。

<sup>26)</sup> 新南向政策における人材受入れについては、行政院經貿談判辦公室「新南向政策中文説明手冊」10頁以下参照。

<sup>27)</sup> 台湾における外国人労働者の受入れについては、早川智津子「台湾の外国人労働法制」季刊 労働法228号(平成22年) 114頁以下参照。

といった分野の非熟練労働者、熟練労働者ともに受入れる、第2に非熟練労働者 は厳格な規制の下で受入れ、台湾への定住を防止する一方、熟練労働者は非熟練 労働者に比べはるかに緩やかな規制を行い、さらに一定期間が経過すると、永住 許可申請を認めるというものである。このように、非熟練労働者と熟練労働者で 法規制が大きく異なっている点が最大の特徴である。

まず、後述するように、1960年代から熟練労働者の受入れは行われていたが、非熟練労働者の開放はずっと後になってからである。同労働者の受入れは、1980年代後半の戒厳令解除前後の経済発展に伴う人手不足から、1989年に政府が14重大建設事業実施に関する労働力需要に対する計画(十四項重要建設工程人力需求因應措施方案)を策定したことに始まり、大規模な公共工事、翌1991年には一般の建設業においても受入れを開始した<sup>28)</sup>。ただし、こうした方法による受入れでは法的根拠が不明確であったことから、1992年に就業サービス法、同法の施行規則である、外国人の雇入れ並びに許可及び管理に関する辦法(外國人聘僱及許可管理辦法)<sup>29)</sup>が制定された<sup>30),31)</sup>。さらに、就業サービス法に基づき、1992年から介護労働者の受入れも始まった<sup>32)</sup>。非熟練労働者はインドネシア、フィリピン、ベトナム、タイ、マレーシア、モンゴルと協定を締結し受入れているが、マレーシア及びモンゴルからはほとんどおらず、事実上、この2か国を除いた4か国からの受入れとなっている。受入れ以後、基本的には一貫して同労働者数は増えている。

駐在員をはじめとした外国人熟練労働者の受入れは、公民営事業における外国 人及び華僑の雇入れに関する辦法(公民營事業申請聘僱外籍或僑居國外人員辦

<sup>28)</sup> 吳惠林、王素彎「外籍勞工在臺灣的趨勢、經濟關聯與政策」人口學刊22号(2001年)52頁。

<sup>29)</sup> 中央法規標準法3条により、「規程」、「規則」、「細則」、「辦法」、「綱要」、「標準」及び「準則」が命令である。

<sup>30) 2003</sup>年に廃止され、その代わりに同年に現行の使用者による外国人の雇入れの許可及び管理 に関する辦法(雇主聘僱外國人許可及管理辦法)が制定された。

<sup>31)</sup> 黄仁德、鍾建屏、王緁妶「労働部委託研究 國際上外籍勞工政策與最低(基本)工資制度之關連性!(2015年)13頁。

<sup>32)</sup> 拙稿「台湾における居宅介護労働者の労働条件保護 —— 居宅介護労働者への労働法の適用のあり方をめぐる議論の検討をとおして」季刊労働法260号(平成30年)70頁以下参照。

法)<sup>33</sup> が1961年に制定されたことに始まる。60年代は、経済発展のために、我が国、アメリカ及びヨーロッパからの投資の促進を目的とした政策が展開され、そのうちの1つに、これらの国の熟練労働者の受入れが行われた<sup>34)</sup>。もともと経済部(我が国の経済産業省に相当)内の貿易局、工業局、投資審議委員会(投資審議委員會)といった各部局が受入れ業務を行っていたが、90年代に同委員会が一元的に担うようになった。

就業サービス法制定以後は、同法及びその施行規則である1993年に公民営事業における外国人専門職員及び技術職員の雇入れ並びに海外事業を行う際の許可及び管理に関する辦法(公民營事業聘僱外國專門性技術性工作人員暨僑外事業主管許可及管理辦法)35)に基づき行われ、2002年に至って労働者委員会(勞工委員會、現労働部 [我が国の旧労働省に相当])が受入れ業務を行うようになった360。2004年の同辦法廃止後は、就業サービス法及び使用者による外国人雇入れの許可及び管理に関する辦法(雇主聘僱外國人許可及管理辦法)、さらに専門人材法を根拠として今に至っている370,380。

### ②外国人労働者受入れの法構造

ここでは、非熟練労働者及び熟練労働者に共通する規定及び受入れにおける両者の違いに留意しながら、簡単に確認することとする<sup>39)</sup>。外国人労働者の受入れに

<sup>33) 1996</sup>年廃止、https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawHistory.aspx?pcode=J0040006(令和 3 月 8 日 1 日閲覧)。

<sup>34)</sup> 陳振雄『台湾の経済発展と政府の役割 — いわゆる「アジア NIES 論」を超えて』(専修大学出版局、平成15年) 94頁。

<sup>35) 2004</sup>年廃止、https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawHistory.aspx?pcode=J0040009(令和3年8月11日閲覧)。

<sup>36)</sup> 陳明傳ほか『移民理論與移民行政』(五南圖書出版、2016年) 396、397頁(王智盛執筆部分)。

<sup>37)</sup> ただし、外国人が就業サービス法46条第1項第1号から第6号までに定める職業に従事する際の資格及び審査基準(外國人從事就業服務法第46條第1項第1款至第6款工作資格及審査標準)が詳細を定めている。詳しくは後掲注(42)参照。

<sup>38)</sup> 専門人材法制定までの外国人熟練労働者受入れ政策については、Yumiko Nakahara, International Labor Mobility to and from Taiwan, Springer (2017), pp.50-54を参照。

<sup>39)</sup> 非熟練労働者受入れの法的枠組みについて、詳しくは早川・前掲注(27) 論文116頁以下参照。

あたっての原則は、国内で労働力が不足している分野で行うため、法令によりさまざまな規制がなされている<sup>40)</sup>。しかし、ひとたび雇入れが行われたならば、特別の定めがない限り、台湾人と同様に、労働基準法(勞動基準法)等の労働法、社会保険法が適用される<sup>41)</sup>。

外国人労働者の受入れにあたっては、就業サービス法が中心となる。同法は、 1条で「国民の就業を促進し、もって経済及び社会の発展を増進する」旨規定していることから、基本的には、我が国の職業安定法と同様の性格を有するといえよう。全7章からなり、国家が無料で職業紹介すること等を定め、第5章が外国人の雇入れを規定している。同法42条は、国民の労働権(工作權)を保障するため、外国人の雇入れにつき、国民の就業の機会、労働条件、経済の発展及び社会の安定の妨げにならないようにするものとする旨規定しており、外国人の雇入れは、国内の労働力不足を補うためのものであることが端的に述べられている。

また、何人も不法に外国人を就労させたり(44条)、外国人を他者の下で就労させたりすることを禁止している(45条)。46条1項1号から6号までに定める者が熟練労働者<sup>42)</sup>、同項8号から11号までに定める者が非熟練労働者<sup>43)</sup>である。さらに、就労する際には、健康診断を受ける必要があり、かりに入国後の健康診断に不合格となった場合には、出国しなければならない(48条)。熟練労働者が就労することができる期間は3年となっているが、延長可能である一方、居宅介護以外の非熟練労働者は最長12年、居宅介護労働者は最長14年就労できるにすぎない(52条)。非熟練労働者は、旧使用者と新使用者が合意した場合のみ使用者の変更は可能で

<sup>40)</sup> 鄭津津「我國外籍勞工人權保障問題之研究」月旦法學雜誌161号(2008年)71頁参照。

<sup>41)</sup> 楊通軒『就業安全法理論與實務 第2版』(五南圖書出版、2017年)344、345頁。

<sup>42)</sup> 具体的には、弁護士や医師といった専門的・技術的な職業に従事する者、大学の教員、語学学校の教員、スポーツのコーチや選手、宗教・芸術の職業に従事する者が該当する。詳しくは、外国人が就業サービス法46条第1項第1号から第6号までに定める職業に従事する際の資格及び審査基準(外國人從事就業服務法第46條第1項第1款至第6款工作資格及審査標準)4条参照。

<sup>43)</sup> 具体的には、製造業、建設業、介護、家事に従事する労働者が該当する。詳しくは、外国人が 就業サービス法46条第1項第8号から第11号までに定める職業に従事する際の資格及び審査基 準(外國人從事就業服務法第46條第1項第8款至第11款工作資格及審査標準)3条以下参照。

あることから、事実上、変更は難しいのに対し<sup>44)</sup>、熟練労働者は行うことができる、また、熟練労働者が介護等の非熟練労働者の職業を行うことはできない(以上、53条)。くわえて、非熟練労働者を雇入れるにあたり、国民の就業の促進、労働者の福祉の向上及び外国人の雇用管理の事務に用いるため、使用者は労働部が指定する基金(就業安定基金)の口座に就業安定費を振り込まなければならない(55条)。

我が国の出入国管理及び難民認定法に相当する、入出国及び移民法(入出國及移民法)は、就業サービス法に定める者(前述した同法46条1項に定める熟練労働者及び非熟練労働者)が、台湾で滞在するにあたって、移民署(我が国の出入国管理在留管理庁に相当)に対し、申請するよう求めている(9条)。さらに、熟練労働者は、毎年183日を超えて5年台湾に滞在すれば永住許可申請を行うことができるのに対し、非熟練労働者は、永住許可申請のために必要な期間に、当該就労期間を算入することができない(25条)。また、台湾人の雇用を守るために、熟練労働者には、主務官庁である労働部が定めた額以上の賃金を支払わなければならず、当該額は月額47.971元となっている<sup>45)</sup>。

#### ③労働法及び社会保険法の適用

基本的には特別の定めがない限り、合法的に台湾で就労する者であれば、台湾人と同様に外国人にも同様の制度が適用される<sup>46)</sup>。以下では、外国人労働者にはいかなる労働法及び社会保険法が適用されるのか見てみることとしよう。

#### 1) 労働法の適用

労働時間や最低賃金等の基本的な労働条件を定める労働基準法、我が国の男女

<sup>44)</sup> この点について、詳しくは邱羽凡、宋庭語「移工自由轉換雇主之限制規範與檢討」交大法學 評論勞動法特刊(2020年)1 頁以下参照。

<sup>45)</sup> 外国人が就業サービス法46条第1項第1号から第6号までに定める職業に従事する際の資格及び審査基準8条、勞動部106年8月14日勞動發管字第10605154981號公告。

<sup>46)</sup> 楊・前掲注(41) 書344、345頁。

雇用機会均等法に相当する雇用における性差別禁止法(性別工作平等法)や、外国人が台湾で就労する際の基本となる法律である就業サービス法は、外国人は就労するにあたり、同法による許可を受けなければならないため、当然適用される(ただし、実質的に外国人でほぼ占められている、居宅介護労働者は、家庭内で就労することから労働基準法の適用が除外される)。一方で、大規模解雇における労働者の保護に関する法律(大量解僱勞工保護法)は、外国人にも適用されるが、就業サービス法46条に定める有期契約の外国人労働者につき、当該解雇を行う際の人数には入れない旨明文で規定している(同法2条)<sup>47)</sup>。

## 2) 社会保険法の適用

国民健康保険(全民健康保険)は、本来、来台後6か月経過しなければ加入することができないが(全民健康保険法8条1項1号)、台湾で就労許可が認められた者は、ただちに加入することができる<sup>48)</sup>。労働者保険(勞工保険)は、従業員が5名以上いる事業場等で就労する15歳以上65歳未満の者が被保険者であり(労働者保険条例[勞工保險條例]6条1項)<sup>49)</sup>、また外国人も適用対象となる旨が明文で規定されている(同条3項)。

我が国の雇用保険法にあたる就業保険法は、台湾人と婚姻し、かつ在留資格を有する外国人労働者のみ適用される(同法 5 条 1 項 2 号)。また、前述の労働者保険の上乗せ給付である、強制加入の退職金制度(労働者退職金条例[勞工退休金條例]7条1項2号)は、かつては就業保険と同様に、台湾人と婚姻し、かつ在留資格を有する者又は当該台湾人配偶者と離婚若しくは当該配偶者の死亡後、台湾で就労する者のみ適用されていた。しかし、専門人材法施行後(2018年 2 月)、

<sup>47)</sup> 外国人労働者の雇止めについては、周兆昱「移工勞動契約終止法規適用與爭議之研究」交大 法學評論勞動法特刊(2020年)51頁以下参照。

<sup>48)</sup> https://www.nhi.gov.tw/Content\_List.aspx?n=5A3162374D2B70C0&topn=5FE8C9FEAE8 63B46(令和3年8月12日閲覧)参照。

<sup>49)</sup> 中央法規標準法2条により、「法」、「律」、「條例」及び「通則」が法律である。我が国の条例に相当するものは「自治條例」と呼ばれる。

永住許可を受けた外国人労働者には適用されることとなった。それゆえ、非熟練 労働者は、永住許可申請を行うことがむずかしいため、事実上、熟練労働者のみ が適用される。

以上概観したように、労働法は、台湾での就労が認められた者は、基本的には 外国人であるか否かは問わず、台湾人と同様に適用されるのに対し、社会保険法 は、台湾での就労が認められたすべての者が適用される制度(国民健康保険及び 労働者保険)がある一方、台湾人との婚姻等により在留資格を有するか、永住許 可を受けた者のみが適用される制度(就業保険及び退職金)がある。

#### (3) 小括

すでに述べたように、競争力維持のために熟練労働者をより積極的に受入れる 政策をとるようになっており、そのための優遇策も行われている。Ⅱでは、2017 年成立、2018年施行された専門人材法の内容及び同法施行後の政策を見ることに よって、熟練労働者への対応について見てみよう。

# Ⅱ 専門人材法の概要及び同法施行後の熟練労働者をめぐる法政策

Iでは、非熟練労働者、熟練労働者のいずれも含む外国人労働者の実態、受入れの沿革、受入れ法制を概観することをとおして、両者の規制の違いを述べた。

Iで述べたように、専門人材法は2021年7月に改正されたが、その施行時期は 未定であることから、ここでは、2017年制定、翌2018年施行された現行法につい て、審議過程をまず確認してから、同法の内容を見てみることとしよう。その後 に、同法施行以後の熟練労働者受入れをめぐる法政策を見よう。

### (1) 専門人材法の概要

#### ①審議過程50)

立法院にて、行政院及び許毓仁を代表とする17名による立法委員(国会議員に相当)の両者から、同名の法案の提案がなされている。台湾において高齢化が進み、また激しい人材流出のため、外国専門人材の受入れを強化するというほぼ同様の点が、提案理由として述べられている<sup>51)</sup>。この2つの法案の大きな違いは、行政院提案では、熟練労働者が来台する際に、帯同することができる家族が、配偶者及び未成年の子女のみ(7条、14~16条)なのに対し<sup>52)</sup>、立法委員提案では、これら2者にくわえて、障害があるため、独力では生活を営むことのできない20歳以上の子女も加えられている点である<sup>53)</sup>。蘇巧慧立法委員からは、同法と就業サービス法との関係について質問がなされ、また、主務官庁である国家発展委員会(國家發展委員會)<sup>54)</sup>の担当者である陳美伶委員からは、同法は就業サービス法の特別法である旨の回答がなされていることから<sup>55)</sup>、同法について、外国人労働者の問題を所管する労働部ではなく、同委員会が所管することが明らかにされている。

また、両者ともに、海外の大学を卒業した外国人は、最長2年を上限として、法律事務所等で実習を行うことができるといった規定(20条)があった。しかし、実際には実習とは名ばかりのアルバイト労働者になりかねない、又は低賃金熟練労働者を受入れることになりかねないとして、第2読会においてどちらの法案からも削除されることとなった<sup>56)</sup>。

<sup>50)</sup> 立法院では、各種委員会、第1読会、第2読会及び第3読会を経て法律が制定される。 https://www.ly.gov.tw/Pages/List.aspx?nodeid=151(令和3年8月5日閲覧)参照。

<sup>51)</sup> 立法院公報第106卷第88期委員會紀錄231、232頁。

<sup>52)</sup> 立法院第9屆第3會期第12次會議議案關係文書、院總第1537號、政府提案第15963號(106年 5月3日)政6、10頁。

<sup>53)</sup> 立法院第9屆第3會期第12次會議議案關係文書、院總第1537號、委員提案第20672號(106年 5月3日)委139頁。

<sup>54)</sup> 所管事項には、国家の発展にかかわる政策の総合的な企画や審議(国家発展委員会組織法2 条1号)、人的資源にかかわることが含まれることが明記されている(同条6号)。

<sup>55)</sup> 立法院公報第106卷第88期委員會紀錄245頁。

<sup>56)</sup> 立法院第9屆第4會期第7次會議議案關係文書、審查會通過、行政院函請審議「外國專業↗

最終的に、第3読会では、立法委員提案による法案の代表者である許立法委員から、第1に有能な人材の受入れ促進、第2に熟練労働者の受入れにより、台湾人の働く権利を侵害しないようにする、第3に受入れ人数を制限する、第4に障害を有する子女の帯同を認める、といった点に配慮し、法案の修正を行った旨が述べられている<sup>57</sup>。

#### **②目的等**

本法は、22条からなり、外国専門人材(外國專業人才)の誘致及び雇用を強化し、台湾の国際競争力を高めるために制定された(1条)。当該人材は、専門的な業務(專業工作)に従事し、求職する際には、本法によるが、定めがない場合には、就業サービス法、入出国及び移民法その他関係する法律の規定によるものとするとされ(2条)、当該人材の受入れについては、本法が基本となることが明示されている。また、主務官庁は労働部ではなく、国家発展委員会である(3条)。

# **③定義等**

外国専門人材とは、専門的な業務に従事する外国人であり、外国特定専門人材 (外國特定專業人才)とは、外国専門人材のうち、科学技術、経済、教育、文化、 芸術といった特定の分野で専門性を有する外国人をいう。外国高度専門人材(外 國高級專業人才)とは、入出国及び移民法25条3項2号が定める、大学教員等の 高度専門人材(高級專業人才)を指す(これら3者を、以下「外国専門人材等」 という)<sup>58)</sup>。くわえて、専門的な業務とは、就業サービス法46条1項1号から6号 までに定める業務(熟練労働者)又は専門知識若しくは技術を有する学習塾の教

<sup>△</sup>人才延攬及僱用法草案」、本院委員許毓仁等17人擬具「外國專業人才延攬及僱用法草案」條 文對照表、討55頁。したがって、どちらの法案においても、旧21条が新20条となっている。

<sup>57)</sup> 立法院公報第106卷第87期院會紀錄306頁。

<sup>58)</sup> 国家発展委員会「『外國專業人才延攬及僱用法』宣傳簡報」(2018年) 3頁によると、外国高度専門人材は、外国特定専門人材の一部の者を指すとされるが、法律上は、外国専門人材と外国特定専門人材との関係は明記されているわけではない。

員(以上、4条)をいう。

#### ④ビザ、居留等

使用者は、外国専門人材の雇入れにあたり、当該人材が教員ならば教育部、それ以外の者は労働部に申請しなければならない(5、6条)。外国特定専門人材のうち、フリーで活動する芸術家は、使用者をとおさずに、じかに労働部に就労許可を申請することができる。

外国特定専門人材を雇入れることができる期間は最長 5 年間であり、さらに延長を申請することができる(7 条)。したがって、就業サービス法52 条 1 項が定める 3 年間よりも長くなっている。また、当該人材は、就労許可証、居留ビザ、外国人居留証及び再入国許可証が1 つとなった就業ゴールドカード(就業金卡)を申請することができ(8 条)、転職がしやすくなる。当該カードはシンガポールの個人就労許可証(PEP)を参考にしたとされている59 。

さらに、就職先が未定の外国専門人材は、3か月を上限とした停留ビザを申請することができ、当該ビザは最長6か月まで延長することができる(19条)。

#### ⑤帯同できる家族

外国専門人材等は、①配偶者、②未成年の子女及び③障害があるため、独力では生活を営むことのできない20歳以上の子女(以下「家族」という)を帯同することができる(7条、15条、16条)。当初、行政院提案の法案では、①及び②しか規定されていなかったが、立法委員提案の法案で③が含まれることが明示され、③を加えたものが可決成立した。また、これら3者は、来台後ただちに国民健康保険に加入することができる(14条)。本来、在台6か月を超えなければ国民健康保険に加入することができないが(全民健康保険法9条1号)、本法により家族はただちに加入することができるようになった。

<sup>59)</sup> 立法院・前掲注(52) 議案關係文書政6頁、立法院・前掲注(53) 議案關係文書委143頁。

## 6 免税、社会保険等

外国特定専門人材の年間所得が300万元を超えた場合には、超えた部分の半額が3年間免税され(9条)、また、永住許可を認められた外国専門人材等は、強制加入の退職金制度に加入することができる(11条)。

外国専門人材等は、家族と同様に、来台後ただちに国民健康保険に加入することができ(14条)、さらに、永住許可が認められた者は、退職金制度に加入することができる(11条、12条)。従前は永住許可を受けた外国人であったとしても同制度に加入することができなかったが、本法により可能となった。

## (2) 専門人材法施行後の状況及び同法施行後の法政策

#### ①専門人材法施行後の状況

ここでは、専門人材法施行後の状況につき、熟練労働者受入れ人数の推移を見てみよう。同法が施行された2018年は30,497人、2019年31,125人、2020年36,852人、2021年39,529人というように(ただし、2021年は8月時点) $^{60}$ 0、とりわけ、2019年から20年に5,000人以上の受入れ人数増加という点からのみ見るならば、同法の効果はあったといえよう。しかし、その詳細を見てみるならば、はたしてそう結論づけていいかは疑問が残る。第1に、商務での受入れがその大幅な増加(2019年1,857人から2020年5,033人へと3,000人以上の増)に寄与している、第2に同法がなかった2008年27,319人から施行の前年である2017年30,927人まで増減を繰り返しながらも増えていたからである $^{61}$ 0。こうした点から鑑みるならば、その人数増に同法の影響はあったのかもしれないが、その効果は限定的であったと考えるのが妥当であろう。

# ②専門人材法施行後の法政策

2018年2月の専門人材法施行後半年ほどで、行政院は、非熟練労働者と熟練労

<sup>60)</sup> 中華民國勞動部「表12-10 外國專業人員 —— 按性別及申請類別分 |、前掲注(14) URL。

<sup>61)</sup> 同上。

働者の間に「中程度の技術を有する外国人材」を設け、さらに、熟練労働者受入 れ促進を行う等を目的とする新経済移民法案を作成し、同法案は立法院で審議さ れていた。しかし、2019年12月に審議未了で廃案となったことから、さらなる当 該労働者受入れを目的として、専門人材法が改正された<sup>62)</sup>(前述のとおり、改正法 の施行時期は未定)。

法改正の理由として、行政院は、専門人材法の施行後3年以上経過したが、一定の効果があったと述べた上で、人材のさらなる受入れのために行うものである点を挙げ<sup>63)</sup>、多くの条文が改正されている。

こうした点から、外国特定専門人材受入れ分野について、金融、法律、建築及び国防も加え(改正専門人材法4条2号)、また、本来、永住資格申請を行うためには、1年につき183日を超えて5年台湾に滞在しなければならないところ(入出国及び移民法25条)、改正法は、1年につき平均183日3年滞在すれば当該申請を認める(改正専門人材法14条)等、さらなる受入れ促進を図る改正を行った。

### (3) 小括

ここまで現行の専門人材法の内容並びに同法施行後の状況及び改正法について 概観した。

専門人材法制定にあたって、台湾で求職を目的とする停留ビザを発給する際には(19条)、発給人数の制限を行うべきとの付帯決議がなされており<sup>64)</sup>、外国人熟練労働者に支払われる賃金額(月額47,971元)には従前となんら変化はない。また、当該額については、改正法においても同様の付帯決議があり、同決議では、さほど技術を要しない分野で就労する台湾人労働者の雇用への影響を考慮すべきであるとされている<sup>65)</sup>。

<sup>62)</sup> 立法院公報第110卷第63期委員會紀錄55-56頁。

<sup>63)</sup> 立法院第10屆第3會期第13次會議議案關係文書、院總第1537號、政府委員提案第1744724358 號之1 (110年5月13日) 討296頁。

<sup>64)</sup> 立法院公報·前掲注(57) 305頁。

<sup>65)</sup> 立法院公報第110卷第70期院會紀錄412頁。

# おわりに

台湾政府が、2018年2月の専門人材法施行後3年半ほどで(実際には、同法施行1年を待たずに、新移民経済法案の中に熟練労働者受入れ促進の定めを挿入<sup>66)</sup>)、さらなる同労働者受入れ拡大を目的とした法改正(2021年7月)を行った点については、同法の効果がどれほどのものであったか、5年、10年といったもうすこし長い期間で見た上で、法改正を行うべきであったとの意見もあるだろう。

しかし、台湾政府は、外国人熟練労働者の受入れは台湾経済にとって喫緊の課題であるとし、同法が期待したほどの効果をさほどもたらさなかったことから、まず移民経済法案にさらなる熟練労働者受入れ促進策を定め、同法案が廃案になった後、専門人材法改正により同労働者の受入れ増を図るとする考えに至ったといえよう。

専門人材法改正により台湾政府が意図したような人材がはたして来台し、また、 増加するかは未知数である。本来ならば、改正法の内容について詳しく考察すべ きであるが、それについては、改正法施行後の状況も踏まえて他日を期すことと したい。